

2025年度

本宮七丁目町内会 総会資料

書面決議日 令和7年3月23日(日)

議案

・第1号議案	2024年度	活動報告について	……	1	頁
・第2号議案	2024年度	決算報告について	……	3	頁
・第3号議案	2025年度	活動計画について	……	4	頁
・第4号議案	2025年度	町内会費について	……	5	頁
・第5号議案	2025年度	予算について	……	6	頁
・第6号議案	2025年度	役員、班長について	……	7	頁
・第7号議案	2025年度	自主防災隊組織編制表	……	8	頁
・付録		本宮七丁目町内会会則	……	9	頁
		本宮七丁目町内会自主防災隊規約	……	11	頁

※ ゴミ集積所利用割当・稲荷公園清掃割当は
別途お知らせいたします。

<注意>

各議案頁には、【議案番号】や【(案)】などの表示を
しておりません

また、否決議案があった場合は早急にお知らせいたします

2024年度 活動報告

実施日	区分	活動及び事業	場所	備考
2024.03.24	会議	町内会総会(文書決議)		
2024.04.07	活動	稲荷公園清掃	稲荷公園	1班
2024.04.12	関連会議	本宮地区福祉推進会・本宮地区町内会連絡協	活動センター	
2024.04.20	関連会議	本宮地区福祉推進会 総会	活動センター	2名参加
2024.04.25	関連会議	本宮小150周年記念事業実行委員会	本宮小	
2024.05.12	活動	稲荷公園清掃	稲荷公園	2・3班
2024.05.15	関連会議	本宮地区福祉推進会運営委員会	活動センター	
2024.05.16	関連会議	本宮小学校区教育振興協議会評議員会	本宮小	
2024.05.22	関連会議	大宮中学校区教育振興運動協議会評議員会	大宮中	
2024.06.02	活動	稲荷公園清掃 花壇植栽	稲荷公園	4・5・6班
2024.06.28	研修	シルバーメイト研修会	活動センター	2名参加
2024.07.04	研修	きれいなまち懇談会	活動センター	
2024.07.07	活動	稲荷公園清掃 (雨天中止)	稲荷公園	1・7・8班
2024.07.10	関連会議	本宮地区福祉推進会運営委員会	活動センター	
2024.08.04	活動	稲荷公園清掃	稲荷公園	2・3班
2024.08.26	関連会議	本宮小150周年記念事業実行委員会	本宮小	
2024.09.01	活動	稲荷公園清掃	稲荷公園	4・6班
2024.09.12	関連会議	本宮地区福祉推進会運営委員会	活動センター	
2024.09.26	研修	本宮地区防災研修	活動センター	
2024.10.05	関連活動	大宮中 地区一斉スポレク	大宮中 他	
2024.10.06	活動	稲荷公園清掃	稲荷公園	1・8班
2024.10.12	関連活動	本宮ゆいっこセンター祭り(~10/13)	活動センター	10.10準備
2024.10.28	関連会議	本宮小学校区教育振興協議会評議員会	本宮小	
2024.11.03	活動	稲荷公園清掃	稲荷公園	2班
2024.11.09	会議	町内会班長会議	活動センター	
2024.11.21	関連会議	本宮地区福祉推進会運営委員会	活動センター	
2024.11.22	関連会議	本宮小学校区『本宮の教育を語る会』	本宮小	
2024.12.01	活動	落葉清掃	イノ南	5・7班

2024.12.08	行事	町内会親睦会	活動センター	
2024.12.18	関連会議	本宮小150周年記念事業実行委員会	本宮小	
2025.01.18	関連行事	本宮地区町内会新年交賀会	ヘルヴィ盛岡	
2025.01.29	関連会議	盛岡市消防団第12分団後援会役員会	12分団会議室	
2025.03.01	関連会議	盛岡市消防団第12分団後援会総会	12分団会議室	
2025.03.12	関連会議	本宮地区福祉推進会運営委員会	活動センター	
2025.03.23	会議	町内会総会(文書決議)		

◎町内会全体として

当町内会は世帯数が少ないですが、困った時には支え合い、助け合う町内会をめざしております。

盛岡市や本宮地区の行事等を上手く活用し町内会活動の効率化を図り、関係組織の協力を得ながら活動しております。これらの事は毎年度の継続事項とします。

各部の報告は次の通りです。

◇事業部

- (1)ゴミステーションの管理・きれいな街づくりとごみ減量・資源再利用の促進
- (2)防犯・交通安全対策の実施
- (3)高齢者宅の除雪応援及び独居者への声かけ
- (4)ゆいっこセンターまつり(本宮文化祭)への参加・協力
- (5)本宮地区や大宮中の体育系行事への参加・協力

◇総務部

- (1)町内会からの出金についての口座振替対応
- (2)町内会予算に功労金・表彰金を設ける
- (3)回覧・配布等の掲示箱対応(設置)

◇その他

- (1)町内会Webサイトの運用・情報更新、保守

2024年度 逝去者名 (敬称略)

班	逝去月	氏名
5班	11月	藤原 吉雄

2024年度 本宮七丁目町内会 決算報告書

期間：R06.2.1～R07.1.31

単位：円

1. 収入

科目	予算	決算	適用 (内訳等)	内訳金額
繰越金	1,507,666	1,507,666		
町内会費	610,000	616,253	集金分(班長) ※戸建住宅分 口座振込分(管理会社等) ※集合住宅分	367,270 248,983
補助金	82,100	82,100	盛岡市協働推進奨励金 (基本+公園管理+ゴミ管理+育成会-会費等)	82,100
その他	20,000	5,613	町内会親睦会 参加自己負担金 預金利息	5,500 113
合計	2,219,766	2,211,632		

2. 支出

単位：円

科目	予算	決算	適用 (内訳等)	内訳金額
事業費	200,000	53,292	町内会親睦会等行事費用・飲食費用(会議・レクリエーション・他)	53,292
小中学補助金・ 入学卒業祝金	101,000	84,000	本宮小学校 本宮七丁目地区子供会育成会へ補助 (盛岡市 子供会育成費8,000-市子連会費2,000=6,000 含) 大宮中学校 本宮七丁目地区PTAへ補助 小学校入学祝 中学校卒業祝	35,000 25,000 9,000 15,000
慶弔費	50,000	58,000	香典 お見舞い 米寿祝 出産祝	3,000 5,000 30,000 20,000
環境・備品費	120,000	77,285	ゴミステーション土地賃借料 (20,000円 × 2 (第1,第3)) 修理代(防犯灯・塗料) 環境整備(防災・防犯グッズ・他) 公園(腐葉土) 公園清掃(ゴミ袋・参加者へお茶配布) 備品	40,000 11,888 15,517 9,880
負担金・募金 (各町内会への 割当等)	123,500	152,800	盛岡市 町内会連合会 盛岡市 保健推進員協議会会費 本宮地区 保健推進員協議会協賛金 盛岡市 社会福祉協議会会費 本宮地区 町内会連絡協議会会費 本宮小学校区 教育振興協議会町内会協力金 盛南地域 安全協会助成金 消防12分団後援会 負担金 赤十字活動資金(日赤盛岡地区) 赤い羽根募金 本宮小学校創立150周年記念事業 協賛金	9,900 1,000 - 30,000 11,000 3,000 9,900 23,000 10,000 15,000 40,000
渉外費(交際費) (参加に応じて負担)	51,000	36,500	本宮地区福祉推進会新年交賀会 本宮地区福祉推進会懇親会 消防12分団後援会総会懇親会等	30,000 5,000 1,500
表彰・御礼	30,000	-	功労金・表彰金・御礼等	-
事務費・諸経費	100,000	35,736	文房具(コピー代、印刷代、インク、封筒、用紙、他) 総会資料等作成(文書等PC入力)費用 町内会Webサイト(ホームページ)リテラブル-費用等	13,573 10,000 12,163
活動手当等	221,000	209,000	会長 30,000 副会長 10,000 事業部長 15,000×2 総務部長 (会計 15,000 庶務 45,000) 班長 5,000×8 副班長 3,000×8 防災隊長 10,000 副隊長 5,000 会計監査謝礼 2,000	209,000 - -
予備費	1,223,266	-		-
合計	2,219,766	706,613	収入合計=2,211,632円 支出合計=706,613円 繰越金=1,505,019円	

監査報告

令和7年2月15日に町内会から提出された2024年度本宮七丁目町内会収支決算書について監査の結果、適正かつ正確に処理されていることを報告いたします。

令和 年 月 日 監事

2025年度活動計画について

◎基本方針

当町内会は世帯数が少ないですが、困った時には支え合い、助け合う町内会をめざします。盛岡市や本宮地区の行事等を上手く活用し町内会活動の効率化を図り、各会員が楽しく生活できるよう、お手伝いしたいと考えます。

今年度は、将来の多額の支出に備えて通常の会計とは別枠での積立を開始します。具体的にはゴミ集積所の老朽化に伴う更新等に備えるものです。(盛岡市から一部助成もあります。)

○各部の活動計画

◇事業部

- (1)ゴミステーションの管理・きれいな街づくりとごみ減量・資源再利用の促進
- (2)防犯・交通安全対策の実施
- (3)高齢者宅の除雪応援及び独居者への声かけ
- (4)ゆいっこセンターまつり(本宮文化祭)への参加・協力
- (5)本宮地区や大宮中の体育系行事への参加・協力

◇総務部

- (1)町内会の収入支出管理
- (2)回覧・配布等の対応
- (3)その他事務処理等

◇その他

- (1)町内会Webサイトの運用・情報更新、保守

○自主防災隊活動計画

- (1)防災用品等の点検
- (2)防災訓練等への参加・周知

○お知らせ

(1)冬季の除排雪について

高齢者世帯等で除雪が困難な場合は、町内会役員に相談して下さい。すぐには対応できないかもしれませんが、支援致します。

(2)出産祝いについて

令和5年度から『出産祝』を差し上げることにしていました。お祝い金は壱万円です。(該当世帯からの申出を基本とします)

2025年度 町内会費について

会則第14条の規定に基づき2025年度の会費の額、納付の方法及び預金の預け入れ先について下記のとおりとします。

- ① 会費は班長が取りまとめ預け入れ先へ納入する。
- ② 会員の会費は **月額250円** とし、
上半期 1,500円 を 4月末までに、
下半期 1,500円 を 10月末までに本会に納入することとする。
- ③ 中途加入会員の会費は、入会届とともに加入の翌月分から納入する。
- ④ 中途退会会員の会費は、退会月の翌月分から前納分を返納する。
- ⑤ 会費の預け入れ先を次の通りとします
金融機関 東北銀行 盛南プラザ支店
口座種別 普通
口座番号 5008191
口座名義 本宮七丁目町内会

※ 各年度の予備費の妥当額を50~100万と設定し、**著しくかけ離れた額**となる場合は、町内会会費の**増減について検討**していきます。
(各年末頃の状況により、役員会・班長会議の場で検討する)

2025年度 本宮七丁目町内会 予算

1. 収入

単位：円

科目	前年度決算	予算	適用 (内訳等)	内訳金額
繰越金	1,507,666	1,505,019		
町内会費	616,253	513,000	集金分(班長) ※戸建住宅分	306,000
			口座振込分(管理会社等) ※集合住宅分	207,000
補助金	82,100	82,100	盛岡市協働推進奨励金 (基本+公園管理+ゴミ管理+育成会-会費等)	82,100
その他	5,613	5,081	町内会親睦会 参加自己負担金(開催時)	5,000
			預金利息	81
合計	2,211,632	2,105,200		

2. 支出

単位：円

科目	前年度決算	予算	適用 (内訳等)	内訳金額
事業費	53,292	60,000	町内会親睦会等行事費用・飲食費用(会議・レクリエーション・他)	60,000
小中学補助金・ 入学卒業祝金	84,000	84,000	本宮小学校 本宮七丁目地区子供会育成会へ補助 (盛岡市 子供会育成費8,000-市子連会費2,000=6,000 含)	35,000
			大宮中学校 本宮七丁目地区PTAへ補助	25,000
			小学校入学祝	9,000
			中学校卒業祝	15,000
慶弔費	58,000	60,000	香典・お見舞い	-
			米寿祝	-
			出産祝	-
環境・備品費	77,285	90,000	ゴミステーション土地賃借料 (20,000円×2 (第1,第3))	40,000
			修理代(防犯灯・塗料) 環境整備(防災、防犯グッズ・他) 公園(腐葉土)	20,000
			公園清掃(ゴミ袋・参加者へお茶配布)	20,000
			備品	10,000
負担金・募金 (各町内会への 割当等)	152,800	119,500	盛岡市 町内会連合会	10,000
			盛岡市 保健推進員協議会会費	1,000
			本宮地区 保健推進員協議会協賛金	1,500
			盛岡市 社会福祉協議会会費	30,000
			本宮地区 町内会連絡協議会会費	11,000
			本宮小学校区 教育振興協議会町内会協力金	3,000
			盛南地域 安全協会助成金	10,000
			消防12分団後援会 負担金	23,000
			赤十字活動資金(日赤盛岡地区)	15,000
			赤い羽根募金	15,000
渉外費(交際費) (参加に応じて負担)	36,500	37,000	本宮地区福祉推進会新年交賀会	30,000
			本宮地区福祉推進会懇親会	5,000
			消防12分団後援会総会懇親会等	2,000
事務費・諸経費	35,736	40,000	文房具(コピー代、印刷代、インク、封筒、用紙、他)	17,000
			総会資料等作成(文書等PC入力)費用	10,000
			町内会Webサイト(ホームページ)リフレッシュ費用等	13,000
御礼・功労等	-	51,000	御礼・表彰	20,000
			功労金 (前年度まで保健推進員 10,000 前年度まできれいなまち推進員 10,000)	20,000
			会計監査謝礼 2,000 盛岡市委嘱委員謝礼 3,000×3	11,000
活動手当等	209,000	209,000	会長 30,000 副会長 10,000	209,000
			事業部長 15,000×2 総務部長 (会計 15,000 庶務 45,000)	
			班長 5,000×8 副班長 3,000×8	
			防災隊長 10,000 副隊長 5,000	
積立	-	500,000	将来の多額支出に備えて積立へ	500,000
(前年度繰越金)・予備費	1,505,019	854,700		-
合計	2,211,632	2,105,200		

本宮七丁目町内会 会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は本宮七丁目町内会（以下本会という）と称し、事務所を会長の指定する所に置く。

(会員及び構成)

第2条 本会の会員は本宮七丁目地内に居住する世帯またはこれに準ずる者とし、会員は班を構成する。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦につとめ、社会福祉を増進し地域社会の発展を図ることを目的とする。

(事業及び事業年度)

第4条 本会は前条の目的を遂行するため次の事項について事業を行う。

事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

但し、会計(収入・支出)について2月及び3月分は翌事業年度に組入れる。

- 1 教育文化に関する事項
- 2 健康増進及び保健衛生に関する事項
- 3 社会福祉に関する事項
- 4 生活環境整備、防犯、及び交通安全に関する事項
- 5 その他目的遂行に必要な事項

(組織)

第5条 本会の事業運営のため、次の部を置く。

- 1 事業部 環境・文化・体育 担当
- 2 総務部 会計・庶務 担当

第2章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 事業部長 若干名
- 4 総務部長 若干名
- 5 会計監事 若干名

(役員等の選任)

第7条 本会の役員は次の方法により選任する。

また、役員の外に会務を円滑に遂行するため班長、係を選任する。

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 班長は当該班において選任する。
- 3 係は必要に応じて会長が選任する。

(任期)

第8条 役員等の任期は次の通りとする。

- 1 役員の任期は1年とし、連続して再任する場合は3期3年までを目安とする。
- 2 班長など、係の任期は1年とし、班長以外の係は再任を妨げない。
- 3 市から委嘱された係は委嘱期間とする。
- 4 役員、係の欠員補充にあたっては、前任者の残任期間とする。

(任務)

第9条 役員等の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務の一切を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 3 部長は第5条に定める部の事業を遂行する。
- 4 会計監事は本会の会計を監査し、総会において報告する。
- 5 班長は当該班の会務を統括し、事業の遂行にあたる。
- 6 係は担当する業務を遂行する。

- 7 第5条に定める部の業務を次の通りとする
- 1) 事業部 環境担当…環境美化保全、防犯、交通安全に関する活動
文化担当…教養文化、福祉、保健衛生、行事企画に関する活動
体育担当…健康、体育、行事企画に関する活動
 - 2) 総務部 会計担当…会計に関する事務処理全般
庶務担当…回覧・配布・掲示に関する事務処理全般
会議企画・資料作成・上記を含む会務全般については役員で分担・協力する。

第3章 会議

(会議)

第10条 本会の会議は総会、役員会、班長会とする。

開催は次の通りとし、会議は構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

- 1 定時総会は毎年1回開催し書面による決議を原則とする。
但し必要に応じて招集による会議も開催できるものとし
会議開催の場合は書面決議に優先する提案等を審議し
提案等が無い場合は書面決議内容の説明会とする。
- 2 臨時総会、役員会、班長会議は必要に応じ会長が招集する。
但し各会議とも構成員の過半数の要求があった場合はこの限りでない。

(会議の構成)

第11条 会議の構成は次の通りとする。

- 1 総会は会員により構成する。
- 2 役員会は役員で構成する。
- 3 班長会は役員及び班長で構成する。

(会議の任務)

第12条 会議の任務及び付議事項は次の通りとする。

- 1 総会は本会の最高議決機関であり、次の事項は総会で決議する。
 - 1) 会務の報告に関する事項
 - 2) 予算及び決算に関する事項
 - 3) 事業計画及び事業遂行に関する事項
 - 4) 会則その他諸規則の制定改廃に関する事項
 - 5) 役員を選出に関する事項
 - 6) その他重要事項
- 2 役員会は執行機関であり、次の事項を付議執行する。
 - 1) 総会に付議すべき事項
 - 2) 総会の委任に基づく事項
 - 3) その他会長が必要と認めた事項
- 3 班長会は総会、役員会の決定事項の具体化と、次期総会までの期間に決議を要する事項を付議執行する。

第4章 会計及び会費

(会計)

第13条 本会の会務を遂行するための経費は、
会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第14条 本会の会費は世帯別に本会に納付しなければならない。会費の金額は総会の決議による。

(活動手当)

第15条 本会の会務遂行を円滑にするため、役員等に手当を支給する。手当の金額は総会の決議による。

第5章 細則

(細則)

第16条 この会則の他に必要に応じて細則を定める。

附則 1. この会則は令和6年3月24日より施行する。(全改定)

本宮七丁目町内会自主防災隊規約

(名 称)

第1条 この組織は本宮七丁目町内会自主防災隊（以下「本防災隊」）と称する。

(目 的)

- 第2条
- 1 本防災隊は本宮七丁目町内会（以下「本町内会」）として地震・火災・風水害・雪害等の災害（以下「災害等」）に備える活動並びに災害発生時に町内会員の生命、財産を守るための応急的な活動を行うことを目的とする。
 - 2 本宮七丁目町内会会員は各自の生命・財産を守るために、常に身の回りを点検整備し平常時から災害発生に備えることとする。

(活動拠点)

第3条 本防災隊の活動拠点は、平常時は防災隊長宅に置き、災害等が発生したときは防災隊長が指定した場所に置くこととする。

(活動組織)

- 第4条
- 1 本防災隊の防災隊長は、本町内会総会において選出し、防災隊長が任命する副隊長並びに組織編成表により組織する。
また、隊長・副隊長の任期は特に設定しない。
 - 2 本防災隊に情報統括部と現場活動部を設けて活動する。

(活 動)

- 第5条 本防災隊は次の活動を行う。
- 1 防災に関する知識の普及及び訓練の実施
 - 2 災害予防のための危険箇所の点検把握と改善処置
 - 3 災害発生時における被災者の救出と初期消火等の初動活動
 - 4 災害発生時における地域防犯活動
 - 5 災害情報の把握伝達と行政機関が設置する対策本部との連携
 - 6 災害の状況に応じ、防災福祉マップにより要援護者等の避難誘導
 - 7 給食、給水などの生活支援活動
 - 8 その他の応急的な防災活動

(招集の基準と連携)

- 第6条 本防災隊は災害の状況を早急に把握し対応するため、非常招集の基準を次の通りとする。
- 1 地震については、震度5以上により甚大な被害が生じたとき。
 - 2 火災については、初期消火と被災者の安否確認又は救出をしなければならないとき。
 - 3 その他風水害などにより被災したとき。
 - 4 災害情報については、行政機関が設置する対策本部、消防署等に速やかに通報するとともに連携を密にして活動する。

(避難場所)

- 第7条 緊急の場合、一時避難場所について次の通りとする。
- 1 1班～6班 みんなの稲荷公園
 - 2 7・8班 下鹿妻北近隣公園

(組織編成表)

第8条 本防災隊の組織編成表は別表の通りとする。

(運営・経費)

- 第9条
- 1 本防災隊の運営については、本町内会の役員会において協議し決定する。
 - 2 本防災隊が必要とする経費は、本町内会予算をもって充当する。
 - 3 本防災隊の隊長・副隊長に活動手当を支給する。
手当の金額は本町内会総会の決議による。
 - 4 その他この規約に定めない状況が生じたときは、本町内会の役員会において協議し決定する。

付 則

- 1 この規約の制定・改廃は本町内会において定める。
- 2 この規約は令和4年3月27日より実施する。
- 3 この改正は令和6年3月24日より実施する。(班の呼称変更による第7条の訂正)